専門学校金沢リハビリテーションアカデミー
２０２１年度 臨床実習について

２０２０年6月２６日作成
２０２０年7月１６日更新
２０２０年8月　1日更新
２０２１年4月19日更新

◇臨床実習の目的

・理学療法士・作業療法士の学校養成施設の指定規則を遵守する
・臨床実習指導者の指導・監督の下で、医療・福祉現場での専門知識や技術等、学内では得難い社会的行動を学ぶ

◇実習開始の２週間前から

・不要、不急の外出を避け、人が密集・密接・密閉する空間に立ち入らない。
・飲食店での外食・飲酒を行わない。
・健康状況（同居家族含む）・行動記録の記載

◇実習中

・実習地と自宅以外の不要な移動を行わない。
・就職活動は移動先、移動条件について学校と十分相談し、行動の是非を確認する。感染多発地域への移動が必要な場合、それ以降の実習については原則中止とし、2 週間の行動自粛もしくは実習終了とする。

◇新型コロナウィルス感染に対する臨床実習中の学生指導

・実習中及び屋内外での不織布マスクの着用
・施設内に入る際に手洗い及びアルコールでの手指消毒を行う
・健康状況（同居家族含む）・行動記録の記載
・実習中、保護メガネまたはフェイスシールドを着用する
・日常生活における社会的距離の確保の指導
・実習時間外の不要不急の行動の抑制
・実習中、指導者からの許可が無い限り、人との間に社会的距離の確保を心がける
・手指消毒、手洗いを患者様との接触前後に行う
・実習に必要なもの以外の施設の物品への接触を避ける
・実習施設の感染症対策を遵守させる

裏面へ

◇実習中に体調不良となった場合の対応

実習中に学生及び同居家族が以下の症状を呈した場合、原因が明確になるまで実習を中断する

・体温が 37.5℃以上
・頭痛、咽頭痛、その他風邪症状
・味覚障害、嗅覚障害
・長く続く咳、息切れ、呼吸困難
・強い倦怠感
・嘔気、嘔吐、下痢などを伴う腹部症状

上記の症状を学生及び同居家族が呈した場合、学生もしくはご家族が学校に連絡し、学校は実習施設に報告する。その際は、原因が明確になるまで実習は再開しない。実習の再開については実習地の許可を得て再開する。

◇学生もしくは同居家族が新型コロナウィルスの感染者もしくは濃厚接触者となった場合

学生もしくは同居家族が感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、直ちに実習を中止し、詳細を本校から実習地に報告する。

◇実習中の教員の実習地訪問について

・「総合臨床実習Ⅰ」および「総合臨床実習Ⅱ」における本校教員の実習地訪問につきましては、その可否について、実習地と相談の上判断します。
・上記以外の実習におきましては、原則、本校教員の実習地訪問は行いません。

◇臨床実習先へのお願い

・実習施設内において、新型コロナウイルス感染症の発生、または当該患者受診等の情報を受けた場合、または知り得た場合は、必要に応じて当該施設における実習継続の可否について学生及び教員に速やかにご連絡ください。実習不足分は学内で実習を行います。
・実習期間中、本校教員より実習の進捗状況等についてお電話にて確認させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇緊急事態宣言発令後の本校の感染対策と学生指導の経緯

令和2年4月5日～4月13日（緊急事態宣言発令前）

・授業形態：通常通り

・感染対策：学内でのマスクの着用
アルコールでの手指の消毒の励行
授業終了後机、手すり等接触した箇所の消毒
健康状況（含む同居家族）・行動記録の記載（自宅）
体温測定（登校時）
施設内の換気
社会的距離を取ることへの学生への意識付け
不要不急の行動抑制の指導

4月14日～5月24日（緊急事態宣言発令後）

・授業形態：すべて遠隔・オンライン授業

・感染対策：健康状況（含む同居家族）・行動記録の記載（自宅）
社会的距離を取ることへの学生への意識付け
不要不急の行動抑制の指導
アルバイト等の原則禁止

5月25日～6月13日（緊急事態宣言解除後）

・授業形態：分散登校による対面授業と遠隔授業の併用

・感染対策：授業時距離を取った机の配置
学内でのマスクの着用
アルコールでの手指の消毒の励行
授業終了後机、手すり等接触した箇所の消毒
健康状況（含む同居家族）・行動記録の記載（自宅）
体温測定（登校時）
施設内の換気
社会的距離を取ることへの学生への意識付け
不要不急の行動抑制の指導

6月15日～

・授業形態：対面授業（通常通り）

・感染対策：緊急事態宣言解除後に準ずる

12 月 19 日～

・授業形態：対面授業（通常通り）

・感染対策：緊急事態宣言解除後の対策に下記の対策の追加

アルバイトの禁止

同居家族以外との会食禁止

居住地以外の都道府県への移動の原則禁止

令和 3 年 4 月 12 日～

・授業形態：対面授業（通常通り）

・感染対策：緊急事態宣言解除後の対策に下記の対策の変更と追加

マスクは不織布マスクの着用を徹底

アルバイトの自粛

北陸 3 県以外への移動時には県外移動届の提出